

徳島県教育委員会規則第六号

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 初任給基準表（第2条関係）

職務	初任給	上限
調理	1級5号俸	1級17号俸
介助 実習 諸用務	1級1号俸	1級13号俸

備考 職務欄の各区分については、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務に従事する者に適用する。

- 一 調理 寄宿舍及び学校給食の調理等の業務
- 二 介助 児童又は生徒の介助等の業務
- 三 実習 実習の補助等の業務
- 四 諸用務

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。